

I 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価について

1. 点検及び評価の導入の目的

教育委員会は、首長から独立した合議制の執行機関です。創造的で人間性豊かな人材を育成するため、生涯学習の推進をはじめ、教育、文化、スポーツの振興など幅広い分野にわたる教育行政を一体的に推進していく上で、教育委員会制度は重要な役割を担っています。そして、教育委員会が協議決定した教育方針と施策について、教育長が統括する事務局が広範かつ専門的な教育行政事務を執行するものです。

このようなことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)の一部改正により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆さんへの説明責任を果たすものです。

2. 対象事業と点検・評価の方法

(1) 対象事業

津山市教育委員会が策定した「平成23年度教育行政重点施策」への取組並びに達成状況について、下記の項目別に点検・評価を行いました。

- ・教育委員会の活動
- ・教育委員会が管理・執行する事務
- ・教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務
- ・教育委員会の権限に属する事務のうち市長部局の職員に補助執行させる事務

(2) 評価方法

教育方針の大項目における中項目と小項目について達成度により評価しました。

[大項目1～、中項目(1)～、小項目①～]

- ・達成度(A～D)

A・・・達成している (95%以上)

B・・・ほぼ達成している (80%以上)

C・・・概ね達成している (60%以上)

D・・・達成していない (60%未満)

- ・大項目 [Ⅲ-1, 2] は評価理由、今後の対応の方向性、自己評価を記載。

- ・中項目 [Ⅲ-2-(1)～(13)] は実施結果、自己評価を記載。

中項目 [Ⅲ-3-(1)～(8), Ⅲ-4-(1)] は評価理由、今後の課題、自己評価を記載。

- ・小項目 [具体的な施策] は実施結果、次年度への課題、自己評価を記載。

(3) 点検・評価の期日

平成24年3月31日

(4) 報告・公表

平成24年9月津山市議会へ報告し、津山市教育委員会ホームページに掲載するとともに事務局での閲覧を行います。

3. 学識経験者による知見の活用

点検・評価にあたっては、地教行法第27条2項の規定により教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされているため、外部評価者2名の総評を付し、点検・評価の客観性を確保することとしました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

(事務の委任等)

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。